

各大学等の状況（前回ヒアリングに基づき作成）

資料2

	国立大学法人千葉大学	学校法人慈恵大学 (東京慈恵会医科大学)	公益財団法人がん研究会 (有明病院)
大学類型	総合大学	単科大学	—
役員の任命権者	学長	理事会・理事長	評議員会の議を経て理事長が任命
役員会の構成	学長、理事	理事長(学長)、理事(病院長、教員、職員、評議員、学識者(外部含む)等)	理事長、理事(外部理事含む)、監事
役員会審議事項	中期目標・計画、年度計画、予算・決算等	法人全体に関する事項	財団経営、本部長・病院長等の選任・解任、予算等に関する事項
役員会開催頻度	月1回	月1回	月1回
役員会を補佐する会議	経営戦略会議	大学執行部との会	経営会議
同会議の権限	経営戦略の企画・立案、役員会の議題整理等	重要事項	財団経営の基本事項・重要な個別事項(部長の選任・解任等)
同会議の構成員	学長、理事、監事、副学長	学長・理事長、院長、専務理事	理事長、病院長、本部長、副院長、研究本部所長、経営本部各部長等
病院長の位置付け	副学長	理事	代表理事
病院長の理事就任	×	○	○
病院長の任命権者	学長	理事会(理事長)	理事長
病院長選出に当たっての医学部の関わり	医学部に複数名の候補者の推薦を求める	全体教授会において決定	—
選挙の有無	意向投票を実施	全体教授会選挙を実施	院長経験者、副院長等から意見を聞いて、理事会・評議員会の承認を得る(選挙なし)
病院長の役割分担	医学部長が基礎研究、病院長が臨床	学長が研究・教育、病院長が病院全般	理事長が最終責任者、病院長が病院の責任者
病院長の責務	病院の管理・運営に関する業務を総括	病院の管理・運営に関する業務	病院の管理・運営に関する事項
病院長の人事権	診療科長、病院長補佐は病院長が任命(副院長は、病院長が指名し、学長が任命)	診療部長、副部長、医長等は病院長が任命(医師(教員)人事委員会)	副院長、診療部長は、病院人事委員会の議を経て病院長が選考し、経営会議が決定、それ以下は病院長が病院人事委員会の審議を経て任命
病院運営のための会議	執行部会・運営会議	病院運営会議・病院運営協議会	病院運営会議
サポート体制	副院長、病院長補佐、病院長企画室	副院長、院長補佐、企画課(経営戦略室)	副院長、院長補佐、監査・コンプライアンス室、経営本部各部